

端野町物産センター



◇住所	099-2104 北見市端野町端野 238 番地 1
◇電話	0157-56-3000(きたみ市商工会)
◇交通	JR北見駅より 15 分 JR端野駅内
◇開館時間	午前 9 時～午後 10 時まで
◇利用料	別紙のとおり
◇申込み先	きたみ市商工会 電話 0157-56-3000 FAX 0157-56-2976
◇施設概要	平成 3 年 2 月開館 1階会議室58. 32㎡ 2階会議室34. 02㎡

端野町物産センター使用料

【料 金】

施設	利用料金 (1時間につき)
1階	280円
2階	70円

備 考

- (1) 暖房を利用する場合は規則に定める額を徴収する。
- (2) 入場料を徴収し、又は営利を目的として利用する場合の基本利用料金の額は、この表に定める額の2倍とする。
- (3) 利用料金の計算に当たり、1時間未満は1時間とする。

暖房料金

施設	利用料金 (1時間につき)
1階	140円
2階	70円

減免基準

区分	対象	減額率
免除	1 次に掲げるものが教育又は保育活動のための行事に利用する場合 (1)市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(幼稚園、小学校又は中学校に準ずる教育を施すものに限る。) (2)市内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条に規定する保育所等及び認定こども園 (3)市内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び同法第59条の2に規定する認可外保育施設	100%
	2 中学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会、講習会等に利用する場合	
	3 1及び2に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものが利用する場合	

区分	対象	減額率
減額	4 次に掲げるものが主催する競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合 (1)市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等学校に準ずる教育を施すものに限る。)及び大学、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)北海道立北見高等技術専門学院	50%
	5 高等学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合	
	6 次に掲げる施設が行事に利用する場合 (1)市内の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4、第20条の5及び第20条の6に規定する施設 (2)市内の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (3)市内の児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (4)市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設	
	7 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者(介助者を含む。)及びその関係者で構成する団体が利用する場合	
	8 4から7までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものが利用する場合	

問い合わせ先

きたみ市商工会 (指定管理者)

◇住所 099-2104 北見市端野町端野 238 番地 1

◇電話 0157-56-3000 F A X 0157-56-2976

端野総合支所産業課

◇電話 0157-56-4003 F A X 0157-56-2923